

年末交通事故防止県民総ぐるみ運動（令和元年12/1～12/10）

戸坂交番だより

TEL (082)
229-0110

12月

県警ホームページ
随時更新中！



パソコン用



道路交通法の一部改正により 携帯電話等使用での 「ながら運転」厳罰化！

運転中のスマートフォンの使用や画面注視が原因の事故が増えています。
「ながら運転」は重大事故を引き起こす危険な行為です。

絶対にやめましょう！



走行中に携帯電話等を手に持ち通話したり、画面注視した場合

	〈現 在〉		〈変 更 後〉
罰 則	5万円以下の罰金		6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金
違反点数	1 点		3 点
反 則 金 (大型)	7, 000円		25, 000円
(普通)	6, 000円		18, 000円
(二輪)	6, 000円		15, 000円
(原付)	5, 000円		12, 000円



道路における交通の危険を生じさせた場合

罰 則 1年以下の懲役または30万円以下の罰金
違反点数 6点

刑事手続きに!!

違反行為をし、交通事故を起こして人を死亡させ、傷つけた場合には
免許の仮停止となることもあります。

「ちょっとくらいなら大丈夫…」とっていませんか？
前方の異変に気づいた時には間に合わないかも！！
携帯電話を使用するなどして起きた事故は、使用しない事故に比
べて死亡事故になる確率が約2.1倍に！！



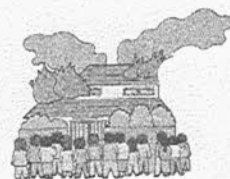
年末年始の犯罪・事故防止活動の推進！！



年末年始には、
コンビニエンスストア等を狙った強盗、車上狙いやひったくり等の街頭犯罪、
高齢者を狙った特殊詐欺や初詣等の雑踏事故等
の発生が懸念されます。
犯罪・事故等から身を守る為にも、地域ぐるみの声かけや防犯対策が大切です。

～火気の取り扱いにご注意を！～

本格的な冬の到来を迎え、空気が乾燥する時期となりました。
空気が乾燥すると火災が懸念されます。
火災の主な原因としては
○ストーブなどの暖房器具の間違った使い方
○コンセント周りの溜まった埃やたこ足配線
○タバコの火の不始末
などがあり、全てちょっとしたことで防げる事故です。
火気の取り扱いに気をつけ、よりよい年末年始を迎えましょう



11月の事件・事故

《事件》	
○盗難	3 件
○その他	5 件
《事故》	
○物損事故	26 件
○人傷事故	10 件